

双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会設置要綱

(設 置)

第1条 原子力災害により避難を余儀なくされた双葉地域等の医療提供体制を再構築し、介護サービスの確保も見据えつつ、帰還住民や復興関連事業従事者、原発作業員等の健康を守ることを目的に、国、県、地元市町村及び関係団体が連携し、避難地域の保健医療福祉等にかかる情報及び課題を共有し、広域的な視点の下、将来展望をもった対応について協議、検討を行うため、「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、前条の設置の目的を達成するため、次の事項を検討する。

- (1) 双葉郡等避難地域の一次医療提供体制に関すること。
- (2) 双葉郡等避難地域の二次医療提供体制に関すること。
- (3) 双葉郡等避難地域の保健医療福祉に係る課題に関すること。

(組織等)

第3条 検討会は、議題に応じて、別表第1-1又は別表1-2に掲げる者をもって組織する。

- 2 任期は、2年とする。
- 3 検討会に議長を置き、福島県保健福祉部長をもってこれに充てる。
- 4 議長は、必要に応じて第1項に規定する者以外の者の出席を要請することができるものとする。

(運 営)

第4条 議長は、検討会を総理する。

- 2 検討会の会議については、原則公開とするが、次の場合は非公開とする。
 - (1) 協議において個人情報又は法人情報等を取り扱う場合
 - (2) その他議長が非公開と判断した場合

(幹事会)

第5条 検討会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、検討会に付議する事案の協議調整のほか、その他必要な事項について調整を行う。
- 4 幹事会は、必要に応じ福島県保健福祉部次長が招集する。
- 5 福島県保健福祉部次長は、必要に応じて第2項に規定する者以外の者の出席を要請することができるものとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課及び生活福祉総室高齢福祉課に置き、双葉地方町村会と連携して、事務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

別表第1-1（第3条医療関係）

復興庁の推薦する者
厚生労働省の推薦する者
広野町の推薦する者
檜葉町の推薦する者
富岡町の推薦する者
川内村の推薦する者
大熊町の推薦する者
双葉町の推薦する者
浪江町の推薦する者
葛尾村の推薦する者
飯館村の推薦する者
川俣町の推薦する者
いわき市の推薦する者
南相馬市の推薦する者
田村市の推薦する者
双葉地方町村会の推薦する者
一般社団法人福島県医師会の推薦する者
一般社団法人福島県双葉郡医師会の推薦する者
一般社団法人福島県いわき市医師会の推薦する者
公益社団法人福島県看護協会の推薦する者
公立大学法人福島県立医科大学の推薦する者
福島県ふたば医療センターの推薦する者
福島県保健福祉部長
福島県保健福祉部次長（生活福祉担当）
福島県保健福祉部次長（健康衛生担当）
福島県避難地域復興局次長
福島県病院局次長

※オブザーバーとして出席を求める者

福島県厚生農業協同組合連合会の推薦する者
一般社団法人福島県相馬郡医師会の推薦する者
公益社団法人福島相双復興推進機構の推薦する者
福島県ふたば医療センター附属病院の推薦する者

別表第1-2 (第3条介護福祉関係)

復興庁の推薦する者
厚生労働省の推薦する者
広野町の推薦する者
檜葉町の推薦する者
富岡町の推薦する者
川内村の推薦する者
大熊町の推薦する者
双葉町の推薦する者
浪江町の推薦する者
葛尾村の推薦する者
飯館村の推薦する者
川俣町の推薦する者
いわき市の推薦する者
南相馬市の推薦する者
田村市の推薦する者
双葉地方町村会の推薦する者
一般社団法人福島県医師会の推薦する者
一般社団法人福島県双葉郡医師会の推薦する者
一般社団法人福島県いわき市医師会の推薦する者
公益社団法人福島県看護協会の推薦する者
社会福祉法人福島県社会福祉協議会の推薦する者
公立大学法人福島県立医科大学の推薦する者
福島県ふたば医療センターの推薦する者
福島県保健福祉部長
福島県保健福祉部次長 (生活福祉担当)
福島県保健福祉部次長 (健康衛生担当)
福島県避難地域復興局次長
福島県病院局次長

※オブザーバーとして出席を求める者

福島県厚生農業協同組合連合会の推薦する者
一般社団法人福島県相馬郡医師会の推薦する者
公益社団法人福島県双復興推進機構の推薦する者
福島県ふたば医療センター附属病院の推薦する者

別表第2（第5条関係）

復興庁担当	福島県ふたば医療センター附属病院 副院長
厚生労働省担当	
広野町担当課長	福島県保健福祉総務課長
檜葉町担当課長	福島県高齢福祉課長
富岡町担当課長	福島県社会福祉課長
川内村担当課長	福島県地域医療課長
大熊町担当課長	福島県医療人材対策室長
双葉町担当課長	福島県相双保健福祉事務所長
浪江町担当課長	福島県相双保健福祉事務所 いわき出張所長
葛尾村担当課長	
飯舘村担当課長	福島県避難地域復興課長
川俣町担当課長	福島県病院経営課長
いわき市担当課長	
南相馬市担当課長	
田村市担当課長	
双葉地方町村会担当課長	
福島県立医科大学事務局担当	